

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道帯広市立西小学校 令和4年（2022年）年 5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

西小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

### 「帯広市立西小学校いじめ防止基本方針」

#### 【基本理念】「いじめの撲滅」

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行う。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、保護者・地域その他の関係機関との連携を図り、学校全体で、いじめ防止と早期発見に取り組み「いじめ撲滅」に努め、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

西小学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

名称：西小学校いじめ防止委員会

構成：校長、教頭、当該学級担任、学年団、生徒指導部、養護教諭・特別支援学級担当

(必要に応じて) PTA 四役・CS 協議会・教育委員会・専門機関・異校種関係者(エリア等)

活動：①いじめ防止に関すること ②いじめの早期発見に関すること ③いじめ事案対応に関すること

会議：いじめ把握のためのアンケート後に実施 その他必要に応じて実施

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

### 「いじめ対策年間プログラム」

4月：いじめ対応について説明(参観日・PTA総会・HP等) いじめ防止対策委員会  
7月：いじめの把握のためのアンケート実施  
8月：いじめの把握のためのアンケート分析 いじめ防止対策委員会 改善点の確認  
11月：いじめの把握のためのアンケート実施  
12月：いじめの把握のためのアンケート分析 いじめ防止対策委員会 改善点の確認  
1月：いじめの把握のためのアンケート実施  
2月：いじめの把握のためのアンケート分析 いじめ防止対策委員会 改善点の確認  
3月：活動の評価と次年度の計画

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の西小学校のいじめ対策組織担当は、教頭(武田)です。

連絡先 0155-37-2004 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
十勝教育局教育相談電話	(電話) 0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター